伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書の確認書

愛媛県(以下「甲」という。) 大洲市(以下「乙」という。)及び西予市(以下「丙」という。)と四国電力株式会社(以下「丁」という。)は、甲、乙及び丙と丁との間で締結した「伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書」を円滑に運用するため、伊方町(以下「立会人」という。)の立会いの下、次の事項を確認する。

1 第3条及び第11条について

第3条及び第11条に規定する「積極的に協力する」とは、丁が、乙及び 丙に対し、助言及び把握している情報の提供等を積極的に行うことをいい、 財政の支援又は物品等の提供を行うことをいうものではない。

2 第7条について

- (1)第2項に規定する「使用」には、同条第1項の設備の使用に必要な消耗 品、電気料金等の費用負担を含むものとする。
- (2)丁は、乙又は丙の責めに帰すべき事由がある場合を除き、同条第1項の 設備の修繕等を行うものとする。

3 第8条について

甲は、第2項に規定する連絡を受けたときは、同行させる乙及び丙の職員 を丁に通知するものとする。

4 第12条について

乙及び丙は、取得した情報の管理に当たっては、安全協定及び関係規程の 運用を阻害することがないよう十分に配慮するとともに、安全協定等に基づ く甲の指示及び法令等に基づく丁の要請に従うものとする。

この確認書の成立を証するため、本書 5 通を作成し、甲、乙、丙、丁及び立会人が記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成24年 9月 5日

甲	愛媛県 知 事	中	村	時	広
Z	大洲市 市 長	清	水		裕
丙	西予市 市 長	Ξ	好	幹	=
丁	四国電力株式会社 取締役社長		葉		昭
立会人	伊方町 町 長	山	下	和	彦